

ている。会員は一八一名で今日にいたっている。

・母子福祉協議会

昭和二五年に発足し、母子福祉の増進に寄与してきた。

母子家庭の生活相談をはじめ、会員相互の福祉向上を旨とした活動がつけられている。

・遺族会

戦没者遺家族の福祉増進、救済と相互の連繫をはかり会の向上をはかっている。会員は二九七名で、毎年、戦没者追悼式を執行している。

第二項 衛

生

生活環境 近年、本町においても「公害」という言葉がきかれるようになった。経済発展にともない企業活動が活

衛生 と 発になるにつれ、交通、水質、騒音など公害はますます多様化、深刻化して生活環境が破壊される憂い

公害対策 もあり、住民の公害防止に対する認識もしだいに高まるなかで、町機関においては、昭和四二年八月公

布された公害対策基本法をもとに、広範にわたり公害防止について監視、あるいは指導体制を整備充実し、町民の健康を保護し、生活環境の保全を旨に、

○公害防止協定の完全履行

○交通安全対策の完備

○公害監視員制度の強化

表3-102 公害発生件数の推移

区分	年度							
	昭和四八年度	昭和四九年度	昭和五〇年度	昭和五一年度	昭和五二年度	昭和五三年度	昭和五四年度	
大気汚染	一三	六	四	三	二	一	二	
水質汚濁	三二	二九	一七	一二	九	〇	八	
土壌汚染	六	一	一	一	一	一	一	
振動	二	一	一	一	一	一	一	
騒音	一五	九	三	八	一〇	八	七	
悪臭	二九	一九	一三	二	四	五	九	
その他	一三	二四	一六	九	五	一六	八	
計	一一〇	八八	五三	三五	四〇	四〇	三四	

※ その他の主なものは家畜の不法投棄である。

○水質対策事業の推進
 ○悪臭・騒音公害の発生源の絶滅
 ○ごみ、し尿の処理
 ○火葬場の施設と墓地
 ○合瀬川の清流をとりもどす

など重点目標をかかげ、これが実現に最大の努力がはらわれ、四八年以降の公害発生は別表のごとく減少の傾向が一般的にみられ、なお一層これが絶滅にむかってきめこまかな対策がたてられている。

(単位：件)

公害防止協定と監視員制度 多様化する公害のなかで、企業が発生源とみられるものへの対策として、各企業における公害防止の認識を高揚を求めるとともに、設備改善などの対策を講ずるようになり、企業と町当局の間に公害防止協定が結ばれるようになった。

一方、ごみの不法投棄、公害発生など環境衛生の問題に監視の目をひからせ、未然防止に協力する「環境衛生および公害監視員」の設置は、昭和四七年より施行され、年々、町より委嘱をうけた各区の監視員は、美しい町づくりにも積極的に活動している。昭和五四年度は五〇名の委員が監視員として委嘱をうけている。

今後、本町では家庭排水による水質汚濁あるいは、交通騒音などの問題についても積極的な対応が図られ、公害の絶滅にとりくんでいる。

し尿処理 昭和三六年に愛北衛生処理組合が設立され、昭和三九年に共同処理施設による処理を収集業者に委託し、し尿処理が

実施されてきた。組合は四市二町、大口、扶桑、江南、犬山、岩倉、小牧で構成され、岩倉市野寄にプラントを設け処理を行い、地域人口の大幅な増大にともないその処理量の増加は施設の増改築を余儀なくし、昭和四六年の改築では、一日の処理能力もそれまでの約四倍の三五〇キロリットルまでとなったが、五一年には再び改善され、施設は充実した。しかしその後処理量は増加する一方で、今後これが対策は地元住民

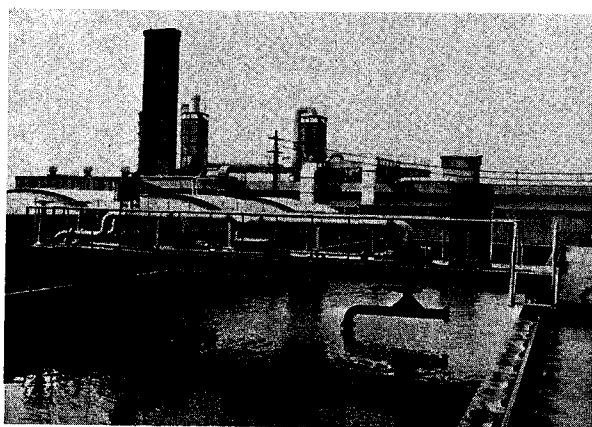


図3-83 し尿処理場(岩倉市地内)

表3-103 し尿処理量の年次別状況

(単位: kg)

年次	収集世帯数	衛生組合処理量	海洋投棄量	計
昭和50年	2,021 戸	4,227.1	605.7	4,832.8
〃 51年	1,980	4,213.5	796.0	5,009.5
〃 52年	2,139	4,183.2	804.5	4,987.7
〃 53年	2,160	4,262.3	692.1	4,954.4
〃 54年	2,434	4,331.2	638.3	4,969.5

の理解を得ると同時に、広範囲にわたる検討が要求されている。
 現在、本町では収集能力、能率を高めるため長期計画に基づき中継槽の設置について積極的な推進がされている。

ごみ処理

ごみ処理は、昭和四四年に
 江南市、大口町、扶桑町に
 よる衛生組合が、大字河北地内に地域住
 民の理解と協力により設置した、ごみ処
 理場において可燃物の焼却処理をなし、
 不燃物については扶桑町地内の旧河川跡
 に投棄しているのが現状である。

大型消費生活がますます進行する今日
 各家庭から排出される「ごみ」は増加し
 生活環境衛生上これが収集について迅速
 化が計られるとともに、不法投棄の絶滅
 不燃物置場の美化など関係住民の協力が
 望まれるところであり、排出量の増大に
 ともなう投棄場所、施設の拡充には今後一層の対策が必要となり町機関において長期



図3-84 ごみ処理場(大口町大字河北地内)

表3-104 ごみ収集量年次別の推移

(単位：kg)

年度	区分	収集世帯数	年間総収集量	1日当り収集量	1世帯年間排出量
昭和47年度		1,273 戸	613,730	2,046	482
◇ 48年度		1,345	629,950	2,100	468
◇ 49年度		1,364	671,120	2,237	492
◇ 50年度		1,382	738,880	2,024	535
◇ 51年度		1,600	736,950	2,019	461
◇ 52年度		1,625	748,330	2,050	461
◇ 53年度		1,827	841,250	2,305	461
◇ 54年度		2,202	1,206,570	3,306	548

“各地区に設置された
不燃物分別収集ボックス”



図3-86

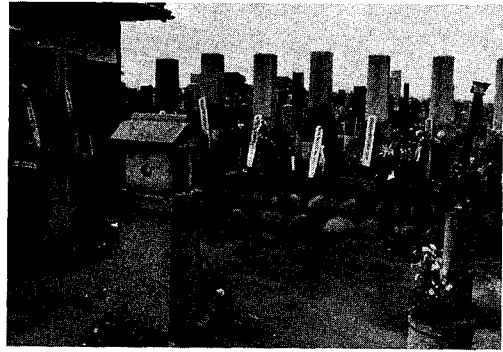


図3-87 整備された墓地(下小口地内)

表3-105

火葬者数	死亡者数	区分	
		年度	年度
三〇	七八	昭和四八年度	昭和四九年度
三七	八四	昭和五〇年度	昭和五一年度
三七	八九	昭和五二年度	昭和五三年度
三九	七二		
四八	七四		
	八四		

(単位：人)

墓地は往昔より各部落に点在しており、それぞれ整備がされてはいるが、近年とくに顕著になつた核家族化あるいは転入家族の増加により、墓地の需要がふえ狭少をきたす個所があり、現存の墓地整備の充実とあわせて、将来を展望したうえで墓地建設へ踏みだそうとしている。

下水道 家庭の流し水(生活雑排水)は側溝を経て、雨水とともに近くの水田や水田の水路へ排出されていた。

したがってこうした状況は用排水路の区別がなくなるばかりか、地下水の水質汚濁、汚染につながり、また悪臭の発生源ともなり極めて不衛生で公害となる。本町では町づくりの主要施策として、下水路施設の完備に力を注ぎ、昭和四〇年代にはじめられた土地基盤整備事業の進行などと並行し、用水路と排水路がはっきり区分され、家庭、集落から流出する雑排水は、これまでのように用水路への流入は概ねさけられるようになった。

近年、本町では産業の振興、生活の高度化による、排水、汚水は増加する傾向にあり、下水道法に基づいて、公共下水道、都市下水道の整備も進められている。

●公共下水道

計画は、木曾川左岸、庄内川流域下水道五条川右岸左岸処理区の全体計画の一環として策定され、これに接続する諸施設の完備である。

五条川左岸処理区については、昭和五七年度一部供用の開始を目標に、処理場建設がスタートしている。

〈処理場建設地〉

一方、右岸処理区については関係市町村の間で種々の対応が検討されている。

●都市下水道

この施設は、昭和五一、五二年度に施工された、愛岐下水路、昭和五二、五三年に一部施工の郷浦下水路の二水路が現在あり、今後は中小口、下小口、余野など降雨時の道路、宅地の冠水、浸水の多い地区とその周辺や下流部の事業推進をはかり、昭和六〇年度を完成目標年として計画がされている。

合瀬川の 昭和四八年四月に発足したこの会は、地域産業の伸展にともなう工業排水、あるいは一般家庭からの雑清流をとり 排水の処理整備の立遅れから、河川や水路の汚染が問題化し、こうした状況に対処して沿川の大口町、もどす会 扶桑町、師勝町、小牧市、犬山市の二市三町で構成され、活動がなされている。

合瀬川(古木津用水)は、農業用水として本町の発展に大きな役割を持ち、水質の汚染には充分注意がはらわれているが、工場、住宅などが沿川に増加し、必然的に流入する汚水がふえている。こうした状況をふまえ、会ではつぎのような事業が進められている。

(1)水質並びに生物調査の定期的実施

- (2) 関係事業所の排水点検
- (3) 地域住民の啓蒙
- (4) 冬期通水による美化
- (5) 稚魚の放流(毎年七月中旬)



図3-88 合瀬川に立った看板

河川の浄化と水質対策

現在、河川の水の汚濁が問題となっている。本町内においても合瀬川、五条川など主要河川を中心に多くの水質保全対策、浄化対策が実施されている。

なかでも合瀬川については、非灌漑期となる一〇月から三月には、農業用水の通水がなく、工場排水、生活用水で汚染が著しい。そこで近年、管理者である木津用水改良区は入鹿池の貯水を利用し、小口^{こぐち}地内の荒井の枵^{あらい}から合瀬川に導入し、通水によって水質保全を図った結果、通水開始時における汚れた水は、通水の日が経過するにつ

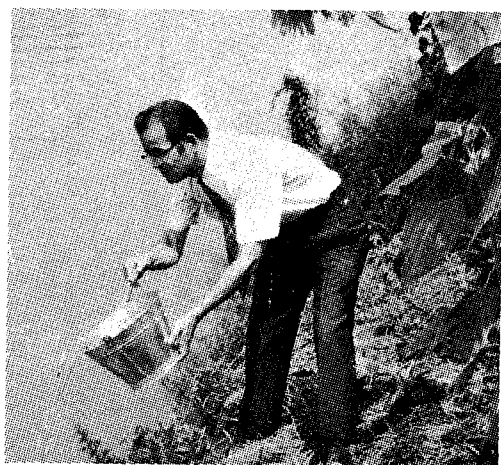


図3-89 稚魚を放流する大竹町長

れきれいな水に移行した。

昭和五年度の水质調査結果の発表によると、灌漑期は水质基準の全項目にわたって、おおむね基準数値に達し、また非灌漑期の調査(一月八日)でもPH(水素イオン濃度)、BOD(生物化学的酸素要求量)、SS(浮遊物質)、DO(溶存酸素量)などいずれも環境基準に適合し、加えて一般的な透視度および外観も良好である。

なお、町当局ではこれらの対策と並行して、工場排水・生活排水のたれ流しによるどぶ川化を徹底的に排除するた
めに、

○河川へのごみ等の不法投棄の防止

○水质監視体制の強化

○下水道の整備

○生活排水の処理に関する知識の普及

○し尿浄化槽の適正な管理

などの対策をかかげ、すべての河川で清流が確保、維持できるように注意をはらっている。

第三項 保 健

保健衛生と 行政

町民の健康水準は、医学の進歩、生活環境の整備向上により、年々高まっているが、近年とみに複雑化する経済社会の中で成人病、精神病、交通事故などによる傷病の増加、他方各種公害の人の健康におよぼす問題など町当局では、町民個々の健康管理に対する意欲の啓蒙をはじめ多くの対策を講じ、これら